

コンプライアンス推進室の設置について

当社は、コンプライアンス推進機能の強化に向け、本年10月1日に「コンプライアンス推進室」を設置いたします。

当社はこれまでも、企業倫理・法令遵守の徹底や経営に係わる法的対応力の強化を図ることを目的に法務室を設置（2008年6月）したほか、社員一人ひとりの行動規範を示した「東北電力企業行動指針」を「東北電力グループ行動指針」として企業グループ全体に拡大（2017年1月）するなど、コンプライアンスの推進に向けた取り組みを進めてまいりました。

一方、電力小売全面自由化や法的分離に伴う一般送配電事業の分社化等、当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中で、東北電力ネットワーク株式会社が管理する当社以外の小売電気事業者のお客さま情報を、当社従業員が不適切に取り扱っていた事案が発生したこと等も踏まえ、コンプライアンス推進機能のさらなる強化を図ることを目的に、専任組織である「コンプライアンス推進室」を設置することにしました。

「コンプライアンス推進室」は、当社企業グループ全体のコンプライアンス推進方針や活動計画等の策定、教育・啓発施策の立案・実施、およびその取り組み状況のモニタリング等を行います。

また、社長を委員長とする「企業倫理・法令遵守委員会」に対し、各部門や当社企業グループのコンプライアンス推進活動の状況について定期的に報告し、同委員会の指導・助言も踏まえながら、各部門や企業グループに対する指導・助言を行います。

当社は、こうした取り組みを通じて、企業グループ全体でコンプライアンス推進機能の一層の強化を図り、ステークホルダーの皆さまから、より信頼していただける企業グループを目指してまいります。

（別紙）コンプライアンス推進室の概要

以上